# 髙和果公報

**発** 行 高 知 見 クラー フラー フラー フラー フラー 2 番 2 クラー チー 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示				ページ
○保安林の解除予定の通知 (2件)	(治)	山林江	首課)	1
○土砂災害警戒区域の指定	(防災	災砂隊	方課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定	(	"	)	1
公 告				
○高知県名誉県民の顕彰	(人	事	課)	1
○狩猟免許試験の実施	(鳥兽	伏対領	頛課)	1
○狩猟免許更新のための適性検査及び講				
習の実施	(	"	)	2
○土地改良区の役員の就退任 (2件)	(農業	<b>美基</b>	盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (4件)	(	"	)	2
高知県公安委員会規則				
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改善	正する	5規則	Į]	3
高知県公安委員会告示				
○運転免許取得者等教育の認定及び告示	の廃」	Ŀ		7
○運転免許取得者等検査の認定				10
告示				

#### 高知県告示第509号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
- 四万十市西土佐江川字枝峠4828の8 (次の図に示す部分に限る。)、4828の15
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部 治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第510号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定

により告示する。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 高岡郡越知町越知字大守丁1584の7・丁1584の8
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

#### 高知県告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の 区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須 崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
IV — 401033	笹 場 (3)	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV — 408020	かわう そ公園	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

#### 高知県告示第512号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の 区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須 崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
IV — 401033	笹 場(3)	高岡郡中土佐町上ノ加 江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

IV — 408020	高岡郡津野町永野(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

令和4年5月12日に、次のとおり高知県名誉県民として顕彰した。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

氏名	住所	事績の概要
関 勉	高知市上町二丁目	多数の新彗星及び小惑 星の発見、我が国の社 会教育の振興への貢献 並びに高知県の知名度 向上への貢献

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
令和4年8月6日 午前10時から	黒潮町ふるさと総 合センター	わな猟免許
令和4年8月7日 午前10時から	II	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
令和4年8月27日 午前10時から	高知市春野文化ホールピアステージ	わな猟免許
令和4年8月28日 午前10時から	II	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
令和4年9月18日 午前10時から	田野町ふれあいセ ンター	わな猟免許

令和4年11月19日 午前10時から	高知県立ふくし交流プラザ	わな猟免許及び網猟免許
令和4年11月20日 午前10時から	II	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許

#### 2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる 種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その 他の者については5,200円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書 の所定欄に貼り付けて納入すること。)

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知 県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着 するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

#### 1 実施の日時及び場所

実施市町村	日時	場所
田野町	令和4年7月12日 午後0時30分から	田野町ふれあいセンター
黒潮町	令和4年7月16日 午後0時30分から	黒潮町ふるさと総合センタ
本山町	令和4年7月19日 午後0時30分から	本山町プラチナセンター
高知市	令和4年7月21日 午後0時30分から	高知市春野文化ホールピア ステージ

須崎市	令和4年7月27日 午後0時30分から	須崎市立市民文化会館
黒潮町	令和4年8月5日 午後0時30分から	黒潮町ふるさと総合センター
香南市	令和4年8月10日 午後0時30分から	高知県立青少年センター
いの町	令和4年8月16日 午後0時30分から	いの町役場 いのホール
四万十町	令和4年8月23日 午後0時30分から	窪川四万十会館
安芸市	令和4年9月1日 午後0時30分から	安芸市総合社会福祉センター
高知市	令和4年9月10日 午後0時30分から	高知県立ふくし交流プラザ

#### 2 狩猟免許更新申請手数料

2,900円(高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)

3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限 高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に、それぞれの適性検 査及び講習を実施する日の10日前までに到着するように提出す ること。

4 狩猟免許更新申請書の配布場所 高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会におい

て配布する。 5 その他

> 提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部 鳥獣対策課に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、山南土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

所

役名 氏 名 住 (退任)

足達 泉 " 567番地 2 " 足達 弘幸 " 香我美町下分513番地2 足達 正庸 " 香我美町上分693番地2 黒石 光男 " 香我美町下分448番地 足達 輝起 " 498番地12 山本 邦雄 " 香我美町上分2382番地1 長﨑 健二 " 952番地 IJ (就任) 理事 中村 正尚 香南市香我美町下分1499番地1 白石 陽一 # 香我美町上分1282番地 足達 弘幸 " 香我美町下分513番地2 足達 正庸 〃 香我美町上分693番地2 黒石 光男 " 香我美町下分448番地 中村 彰宏 # 1504番地イ 門脇 位明 " 香我美町上分1238番地 監事 長崎 健二 " " 952番地 山本 智 " " 2003番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、芸西土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

**令和4年5月13日** 

高知県知事 濵田 省司

 $^{\circ}$ 

役名 氏名 住 所

(退任)

理事 吉永 博一 安芸郡芸西村馬ノ上934番地 監事 善万 浩典 " " 和食甲4646番地1 (就任)

理事 横井 克明 安芸郡芸西村馬ノ上1005番地2 監事 坂本 好史 " " 和食甲1864番地10 " 岡村 昭 " " 西分甲1335番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の定款の変更を令和4年4月12日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居土地改良区の定款の変更を令和4年4月12日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、中村国営土地改良区の定款の変更を令和4年4月12日に認可した。

·····

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、芸西土地改良区の定款の変更を令和4年4月14日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月13日

高知県知事 濵田 省司

#### ᄼᅲᆍᆕᄼᄞᄜ

# 公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年5月13日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

#### 高知県公安委員会規則第9号

#### 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「第38条第16項」を「第38条第17項」に改め、同条第2項第2号中「(道路交通法の一部を改正する法律(昭和40年法律第96号)附則第2条第3項及び第5条第3項の規定による審査(第14条において「附則による審査」という。)を含む。)」を削り、同項第3号中「第94条第3項」を「第94条第2項」に改める。

第6条第1項中「第45条第1項の」を「第45条第1項ただし書の」に改める。

第14条の見出しを「(限定解除の審査の方法)」に改め、同条第1項中「(附則による審査を含す。)」を削り、同条第2項を削る。

第15条の2第1項中「第17条第2項第8号」を「第17条第2項第10号」に改める。

第17条第2項中「、別記様式第14号の3」を「別記様式第14号の3」に、「行うものとする」を「、同条第4項の規定に基づき医師の診断書を提出すべき旨を命ずるときは別記様式第14号の3の2の診断書提出命令書により行うものとする」に改める。

第18条の2第1項中「初心運転者講習通知書」を「初心運転者講習通知書(規則第38条の4第1項の書面をいう。次項において同じ。)」に、「はこれを」を「が当該初心運転者講習通知書を」に改め、同条第2項中「第41条の2第7号」を「第41条の2の規定による令第37条の11第7号」に、「事情をいう」を「事情とする」に改める。

第18条の3第1項中「第108条の2第1項第11号又は第2項に掲げる講習」を「第108条の2第1項第11号に掲げる講習又は同条第2項の規定による講習(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第2条に規定する基準に適合するものに限る。)」に改め、同項ただし書中「運転免許証更新申請書」を「運転免許証更新申請書(法第101条第1項の更新申請書をいう。)」に改める。

第18条の3の2中「第108条の2第1項第12号若しくは第2項に掲げる講習又は法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項若しくは第101条の7第3項に掲げる認知機能検査」を「第108条の2第1項第12号に掲げる講習若しくは同条第2項の規定による講習(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として運転免許に係る講習等に関する規則第1条に規定する基準に適合するものに限る。)若しくは法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等若しくは法第101条の4第2項若しくは第101条の7第3項の規定による認知機能検査等又は法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査等若しくは法第101条の4第3項の規定による運転技能検査等」に改める。

第18条の3の3第1項中「違反者講習通知書」を「違反者講習通知書(規則第38条の4の2第1項の書面をいう。第3項において同じ。)」に改め、同条第2項中「運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第3条」を「運転免許に係る講習等に関する規則第6条」に改め、同条第3項中「第37条の8第3項第6号」を「第37条の8第3項の規定による令第37条の6の5第6号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(若年運転者講習)

第18条の3の4 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(第3項において「若年運転者講習」

という。)を受けようとする者は、公安委員会から若年運転者講習通知書(規則第38条の4の2の2第1項の書面をいう。次項において同じ。)を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該若年運転者講習通知書を受理するものとする。

- 2 令第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、若年運転者講習通知書の移送の手続が遅れたため、現住所において講習を受けることができる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情とする。
- 3 指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者に対しては、別記様式第15号の9の若年運転者 講習終了証明書を交付するものとする。

第19条第3項第2号中「別記様式第20号の2」を「別記様式第20号」に改め、同条第4項中「別記様式第20号の3」を「別記様式第21号」に改める。

第20条を次のように改める。

#### 第20条 削除

第22条第2項中「別記様式第20号の3」を「別記様式第21号」に、「別記様式第20号の2」を「別記様式第20号」に改める。

第23条中「に掲げる講習」を「に掲げる講習(次項において「安全運転管理者等講習」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公安委員会は、安全運転管理者等講習を終了した者に対しては、別記様式第25号の2の安全運転管理者等講習受講証明書を交付するものとする。

第23条の2第1項中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。 第24条中「地域」を「区域」に改める。

別記様式第14号中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改める。

別記様式第14号の3中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「この通知」を「この通知による命令」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

#### 様式第14号の3の2 (第17条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

診断書提出命令書

住所

様

高知県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定に基づき、次のとおり道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この通知による命令を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

盘

別記様式第14号の4及び別記様式第14号の5中「この通知」を「この通知による命令」に改め る。

別記様式第14号の7及び別記様式第15号の5中「道路交通法」を「に道路交通法」に改める。 別記様式第15号の7中

高 齢 者 講	習	認失	口機 能 検 査
チャレンジ講習	簡易	講習	特 定 任 意

高齢者講習	認知機能検査等
運転技能検査等	特定任意

に改める。

別記様式第15号の8中「の規定による」を「に掲げる」に改め、同様式の次に次の1様式を加え

#### **様式第15号の9** (第18条の3の4関係)

若年運転者講習終了証明書

住所

氏名

生年月日 年 月 日( 歳)

上記の者は、 年 月 日に道路交通法第108条の2第1項第14号に掲 げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管理者

別記様式第20号を削り、別記様式第20号の2を別記様式第20号とする。 別記様式第21号を削り、別記様式第20号の3を別記様式第21号とする。 別記様式第21号の2を削る。

別記様式第25号の次に次の1様式を加える。

### **様式第25号の2** (第23条関係)

第 号

安全運転管理者等講習受講証明書

様

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 ( 年度安全 運転管理者等法定講習) の全課程について受講したことを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印

報

別記様式第26号中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高知県公安委員会公印規則の一部改正)

2 高知県公安委員会公印規則(昭和33年高知県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正 する。

別表高知県公安委員会印の項中「並びに安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の記載事項の訂正用」を削る。

## -----

# 公安委員会告示

#### 高知県公安委員会告示第10号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の32の2第1項の規定に基づき、同項に規定する運 転免許取得者等教育について、次のとおり同項の認定をした。

なお、平成12年7月高知県公安委員会告示第9号(運転免許取得者教育の認定)は、廃止する。 令和4年5月13日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

名称及び代表者の氏名	住所	使用する 施設の名 称	使用する 施設の所 在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
有限会社安芸自動車学校代表取締役山口 直剛	安芸市川 北甲2100 番地	安芸自動車学校	安芸市川 北甲2100 番地	運転免許取得者 等教育の認定に 関する規則(平 成12年国家公安 委員会規則第4 号。以下「規 則」という。) 第1条第1号に 掲げる課程	普通自動車のペーパ ードライバー等教育	平成12 年5月 2日
				規則第1条第2 号に掲げる課程	青少年を対象とした 二輪車教育	"
				規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者に対する教育 (高齢者講習同等)	令和 4 年 5 月 13日
				規則第1条第4 号に掲げる課程	高齢者に対する教育	平成12 年 5 月 2 日
				規則第1条第5	一般運転者を対象と	"

				号に掲げる課程	した運転教育	
				規則第1条第6号に掲げる課程	一般運転者に対する 運転教育	平成20 年2月 26日
				規則第1条第7 号に掲げる課程	大型自動二輪車の二 人乗り教育	"
				規則第1条第8 号に掲げる課程	一般企業運転者等の 教育	平成12 年 5 月 2 日
株式会社東 部自動車学 校	香南市野市町西野	東部自動車学校	香南市野 市町西野 2135番地	規則第1条第1 号に掲げる課程	普通自動車のペーパ ードライバー等教育	"
代表取締役 北村 相	2135番地			規則第1条第2 号に掲げる課程	1 一般者を対象と した普通自動二輪 車教育及び原動機 付自転車教育 2 高校生を対象と した原動機付自転 車教育	n
				規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者に対する教育 (高齢者講習同等)	令和 4 年 5 月 13日
				規則第1条第8 号に掲げる課程	企業、団体等ドライ バー教室	平成12 年 5 月 2 日
		南国自動車学校	南国市小 籠81番地 の3	規則第1条第1 号に掲げる課程	普通自動車のペーパ ードライバー等教育	"
				規則第1条第2 号に掲げる課程	主婦、学生等を対象 とした原動機付自転 車教育	II .
				規則第1条第3 号に掲げる課程	高齢者に対する教育 (高齢者講習同等)	令和 4 年 5 月 13日
				規則第1条第8 号に掲げる課程	企業、団体等ドライ バー教室	平成12 年5月

							2 日						等教育	
35号	株式会社ケ ーディエス 代表取締役	高知市一 宮中町三 丁目1番	高知県自動車学校	高知市一 宮中町三 丁目1番	規則第1条第1号に掲げる課程	大型自動車等のペー パードライバー教育	"					規則第1条第3 号に掲げる課程	高齢者に対する教育 (高齢者講習同等)	令和 4 年 5 月 13日
第104	山口 直剛	2 号		2号	規則第1条第2 号に掲げる課程	自動二輪車のペーパ ードライバー等教育 1 高校生の原動 機付自転車教育 2 自動二輪車等	"					規則第1条第4 号に掲げる課程	高齢者ドライバー等 教育	平成12 年 5 月 2 日
						教育						規則第1条第8 号に掲げる課程	企業、団体等習熟ド ライバー(普通自動	"
					規則第1条第3 号に掲げる課程	高齢者に対する教育 (高齢者講習同等)	令和 4 年 5 月 13日						車) 教室及び自動二 輪車等(原動機付自 転車を含む。) 習熟 教室	
報					規則第1条第4 号に掲げる課程	高齢者安全運転教育	平成12 年 5 月 2 日	株式会社高知自動車協会	高知市本宮町223番地	高知自動車学校	高知市本 宮町223 番地	規則第1条第1 号に掲げる課程	普通自動車のペーパ ードライバー等教育	平成12 年 6 月 19日
谷					規則第1条第5 号に掲げる課程	地域特性に応じた運 転教育 1 高速道路運転 教育	JJ	代表取締役 小松 透	m.c		m,0	規則第1条第3 号に掲げる課程	高齢者に対する教育 (高齢者講習同等)	令和 4 年 5 月 13日
自知						2 夜間における         運転教育         3 山道における         運転教育		株式会社高 知ニュード ライバー学	吾川郡い の町枝川 282番地	高知ニュ ードライ バー学院	吾川郡い の町枝川 282番地	規則第1条第1 号に掲げる課程	1 普通自動車のペ ーパードライバー 等教育	平成12 年 5 月 2 日
					規則第1条第8 号に掲げる課程	業務用自動車運転者等教育	"	院 代表取締役 矢野 義					<ul><li>2 大型自動車のペ ーパードライバー 等教育</li></ul>	
1 (金曜日)						1 大型自動車教 育 2 普通自動車教 育 3 自動二輪車等 教育		尚				規則第1条第2 号に掲げる課程	1 高校生を対象と した原動機付自転 車教育 2 高校生を対象と した普通自動二輪	"
年5月13日	株式会社高 知中央自動 車学校				規則第1条第1 号に掲げる課程	普通自動車のペーパ ードライバー等教育	"						車教育 3 二輪車のペーパ ードライバー等教 育	
令和4	代表取締役 岡 夕朝 男				規則第1条第2 号に掲げる課程	大型自動二輪車、普 通自動二輪車及び原 動機付自転車免許の ペーパードライバー	"					規則第1条第3 号に掲げる課程	高齢者に対する教育(高齢者講習同等)	令和 4 年 5 月 13日

令和4

年5月

平成12

年9月

28日

令和4

年5月

平成12

年9月

平成12

年5月 2 日

令和4

年5月

平成12

年5月

2 日

動機付自転車ドラ

13日

28日

13日

13日

報

| イバー教室 |

## 高知県公安委員会告示第11号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第1項の規定に基づき、同項に規定する運 転免許取得者等検査について、次のとおり同項の認定をした。

令和4年5月13日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

名称及び代 表者の氏名	住所	使用する 施設の名 称	使用する 施設の所 在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
有限会社安 芸自動車学 校 代表取締役 山口 直 剛	北甲2100 車学校 北甲2 番地 番地		安芸市川 北甲2100 番地	運転免許取得者 等検査の認定に 関する規則家会 乗員会規則家 委員会以下「規 リ」という。) 第1条第1号に 掲げる方法	認知機能に関する検査	令和 4 年 5 月 13日
				規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	JJ
株式会社東 部自動車学 校	香南市野 市町西野 2135番地	町西野 車学校	車学校 市町西野 2135番地 南国自動 南国市小	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検査	11
代表取締役 北村 相	2100 田 20			規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	JJ
		南国自動車学校		規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検 査	II .
			0)3	規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	II .
株式会社ケーディエス	高知市一宮中町三	高知県自 動車学校	高知市一 宮中町三	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検 査	"
代表取締役 山口 直剛	丁目1番 2号		丁目1番 2号	規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	II
株式会社高 知中央自動	高知市江陽町4番	高知中央 自動車学	高知市江陽町4番	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検 査	"

車学校       代表取締役       岡 今朝       男	50号	校	50号	規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	11
株式会社高知自動車協	高知市本 宮町223	高知自動 車学校	高知市本 宮町223 番地	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検査	II
会 代表取締役 小松 透	番地			規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	II
株式会社高 知ニュード ライバー学	吾川郡いの町枝川	高知ニュ ードライ バー学院	吾川郡い の町枝川 282番地	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検 査	II
プイハー子   院   代表取締役   矢野 義	282番地	ハー字院		規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	II
尚		四万十自動車学校	四万十市 具同5927 番地 1	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検査	11
				規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	II
株式会社新 土佐自動車 学校			土佐市蓮 池2057番 地	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検 査	<i>II</i>
代表取締役 齋藤 由				規則第1条第2号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	II
有限会社オーシャン・クルー	須崎市多 ノ 郷 甲 4481番地	須崎自動 車学校	須崎市多 ノ 郷 甲 4481番地	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検査	IJ.
代表取締役 矢野 義 尚	4481 金 地		4401街地	規則第1条第2号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	"
有限会社宿 毛自動車学 校	宿毛市和 田1050番 地	宿毛自動 車学校	宿毛市和 田1050番 地	規則第1条第1 号に掲げる方法	認知機能に関する検査	II
代表取締役 安岡 壯	\$15		»c	規則第1条第2 号に掲げる方法	運転について必要な 技能に関する検査	"